



すべての施設の屋内は
原則禁煙です。



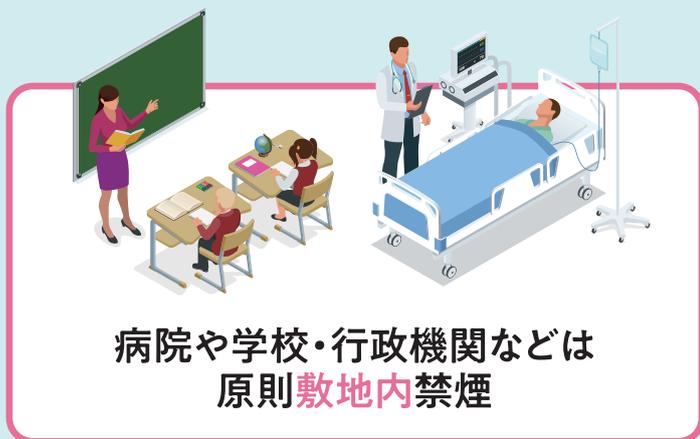
20歳未満の方は
喫煙エリアへ入れません。



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要です。



喫煙室には
標識掲示が必要です。



この標識が目印です。

喫煙室には標識掲示が義務付けられます。

設置区分によって標識を定めているので、お店に入るときにチェックしてみてください。

禁煙の場合



「施設」の
出入口に
貼るもの

喫煙専用室を設置した場合

喫煙専用室



「喫煙室」の
出入口に
貼るもの

○喫煙が可能
×飲食など不可
施設の一部に設置可

喫煙専用室あり



「施設」の
出入口に
貼るもの

加熱式たばこ専用室を設置した場合

加熱式たばこ専用喫煙室



「喫煙室」の
出入口に
貼るもの

▲加熱式たばこに限定
○飲食など可能
施設の一部に設置可

加熱式たばこ専用喫煙室あり



「施設」の
出入口に
貼るもの

- 20歳未満の方は、保護者等20歳以上の方と一緒にいても、喫煙エリアに入ることはできませんのでご注意ください。
- 2020年4月1日時点で営業している小規模飲食店は、届出により店内の全部または一部を喫煙および飲食可能とできる経過措置があります。 ※詳細は裏面をご確認ください。

たばこは周りの人の健康にも影響を与えます。
喫煙する時には、屋外・プライベート空間でも配慮を忘れずに！



詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



喫煙室を設置する事業者のみなさんへ

飲食店等の店舗やオフィスなど多くの方が利用する施設は原則屋内禁煙です。施設内での喫煙を可能にするためには、要件を満たした喫煙室を設置し、その運用上のルールも遵守する必要があります。なお、義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

設置可能な喫煙室（飲食店やオフィスなどの第二種施設の屋内の一部に設置可能なもの）



喫煙専用室

紙巻きタバコ、加熱式タバコが喫煙できます。飲食など喫煙以外の行為はできません。



加熱式タバコ専用喫煙室

加熱式タバコを喫煙しながら飲食などができます。
※神奈川県では、条例により施設面積の1/2以下にするよう努めることとなっています。

喫煙室の設置および運用の際に必要な事項

- ①タバコの煙の流出を防止するための技術的基準の遵守
 - i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
 - ii タバコの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - iii タバコの煙が屋外又は外部に排気されていること
 - ②「喫煙室の標識、及び「喫煙室設置施設等の標識」を掲示すること
 - ③20歳未満の者を立ち入らせないこと
 - ④喫煙場所を定めるときに望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮すること
- ※施設の屋外に喫煙場所を設ける場合も、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないなど周囲への配慮が必要です。

▼小規模飲食店（既存特定飲食提供施設）についての経過措置▼

以下のすべてに該当する飲食店は、経過措置として、施設の全部または一部を飲食可能な喫煙室（喫煙可能室）とすることが認められています。なお、経過措置を受ける場合は届出が必要です。

1. 2020年4月1日時点で営業している店舗であること
2. 個人経営、または資本金5000万円以下の企業が経営する店舗であること
3. 客席面積が100㎡以下であること

【経過措置の届出方法】

- 届出方法：郵送（切手代はご負担ください。）、メール、オンライン申請のいずれか
- 郵送先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当（受動喫煙防止対策担当）宛
- メールの場合：40kenko@city.kawasaki.jp
- オンライン申請の場合：川崎市のホームページ（最下段参照）または右記の二次元コードから申請できます。

※届出様式も川崎市のホームページに掲載しています。※施設の全部を喫煙可能とした場合、20歳未満の方（従業員を含む）を入店させることはできませんのでご注意ください。



事業者のみなさんへの財政支援等について | 各種喫煙室を設置するための財政支援等を受けられる場合がありますので御確認ください。

（厚生労働省）受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

・受動喫煙防止対策助成金

既存の小規模飲食店等が一定の基準を満たす喫煙室の設置等に必要な経費が助成対象になっています。

・受動喫煙防止対策に係る相談支援

受動喫煙防止対策に取り組む事業者の方を支援するため、無料で相談等を行っています。

詳しくは⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

（全国生活衛生営業指導センター）

・生衛業受動喫煙防止対策事業助成金

従業員を雇用せず単独で事業を行っている方への助成制度は、こちらをご参照ください。

<https://www.seiei.or.jp/smoking/>



【お問い合わせ先】川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当（9時～12時、13時～17時） TEL:044-200-0155
【川崎市受動喫煙防止対策HP】 <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000105534.html>

